



福岡医発第95号(地)
平成26年 4月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件の施行について

今般、標記の件に関しまして、別添のとおり、臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第156号。）が公布され、本年4月1日より施行されることとなった旨、福岡県保健医療介護部長より通知及び周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれまして本件につきましてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

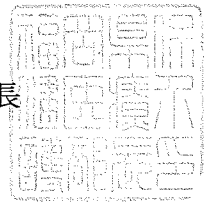
26医指第42号

平成26年4月3日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
公益社団法人福岡県薬剤師会長
公益社団法人福岡県看護協会
一般社団法人福岡県臨床衛生検査技師会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件の施行について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせ
します。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係 長田

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

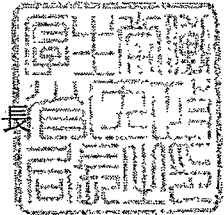


医政発0331第60号

平成26年3月31日

各 〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长〕 殿

厚生労働省医政局長



臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件の施行について

臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第156号。以下「告示」という。）が公布され、平成26年4月1日より施行されることとなった。この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、今後の改正告示の円滑な施行に御配慮をお願いしたい。

記

第一 改正の趣旨

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）等において、国民の健康寿命を延伸する産業の創出に取り組むこととされているところ、近年見られる、利用者自らが採取した血液について民間事業者が血糖値や中性脂肪などの生化学的検査を行うサービス（以下「簡易な検査」という。）については、診療の用に供する検体検査を伴わないことから、診療の用に供する検体検査の適正の確保という衛生検査所の登録制度の趣旨を踏まえ、今般、簡易な検査を行う施設について、衛生検査所の登録を不要とすることとしたものである。

第二 改正の内容

告示第四号に新たに「ホ 人体から採取された検体（受検者が自ら採取したものに限る。）について生化学的検査を行う施設（イからニまでに掲げる施設を除く。）」を設けることとする。

